

に借りられる貸付金です。申請期間は、就職決定日から就職するまでの間で、まだ間に合いました。Bさんは、返還の見通しなどを母子自立支援員と話し合った上、さっそく利用することにしました。

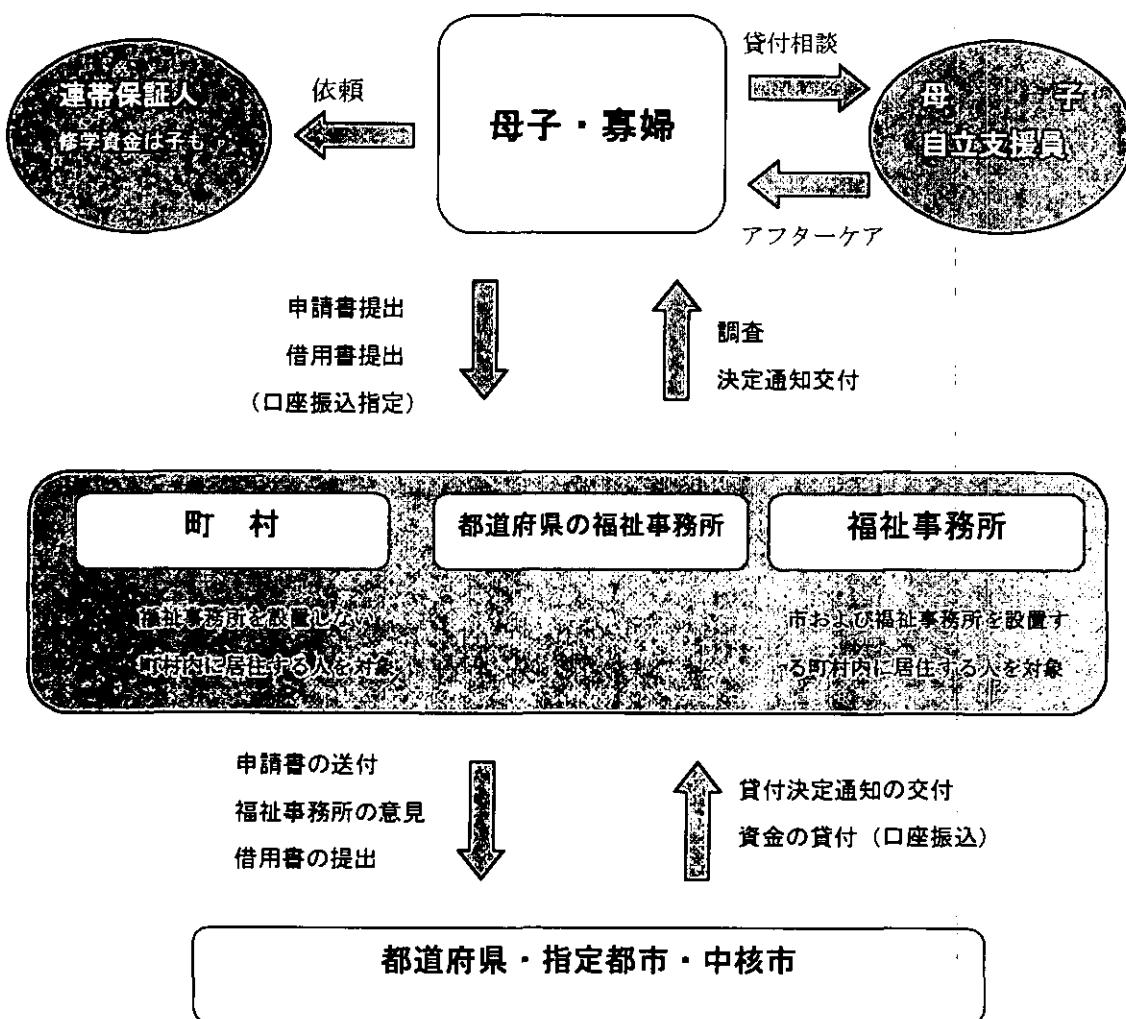
貸付申請の手続きには、貸付申請書、戸籍（除籍）謄本、住民票、申請者状況票及び連帯保証人状況票とともに、就職支度資金独自のものとして就職決定通知等の就職証明書が必要となります。また、連帯保証人は、60歳未満であった実家の父親に頼みました。貸付金の返済は、無利子で、1年後から返済が始まり、6年以内に返済することとなっています。

2. 貸付資金の種類

貸付資金には、次のような種別があり、種別ごとに貸付対象、貸付限度額、貸付を受ける期間、そして償還据置期間、償還期間、償還期限、利率が決められています。

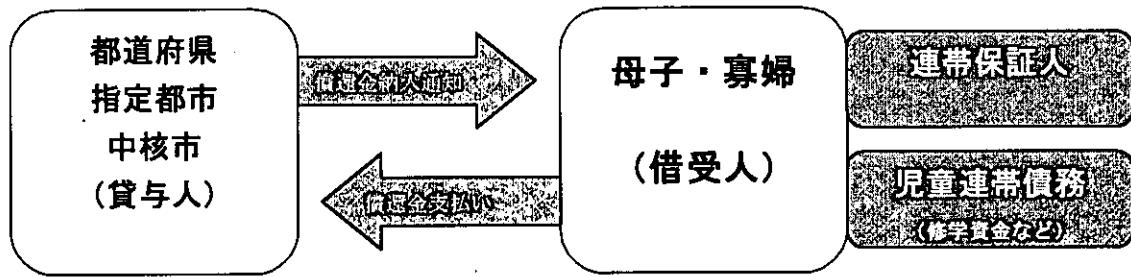
【貸付資金の種類】 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、特例児童扶養資金

3. 貸付に必要な手続きのながれ



出典：「ひとり親家庭へ新しい生活を始めるためのガイドブック」

4. 償還にかかる手続きのながれ



出典：「ひとり親家庭へ新しい生活を始めるためのガイドブック」

《参考文献》

- 『ひとり親家庭へー新しい生活を始めるためのガイドブック』新企画出版社。
『大阪府母子寡婦福祉資金貸付マニュアル』大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課,
2003年。
『母子・父子福祉のしおり』北九州市保健福祉局生活福祉部児童家庭課, 2001年。

(小林理)

《離婚・離婚前相談》

婚姻率の停滞と対照的に離婚率は上昇しています。このような状況下で、本来、母子及び寡婦を対象とする母子自立支援員も、実際の相談場面では、近い将来、離婚や離別により母子だけになる可能性のある女性の相談にも応じることになるでしょう。そこで、このような現実に照らし、「離婚前の相談」を母子自立支援員が応じる相談として取り上げることとします。また、調停離婚の申立て動機は、多い順に、性格があわない、暴力をふるう、異性関係、生活費を渡さない、精神的虐待、浪費と続きます⁴⁾。これらは、法定離婚理由として認められる場合が多いため、今回事例として取りあげます。

1. 異常・離別⁵⁾を決意するまでの流れに寄り添いましょう。

(1) どのような問題で悩み、離婚を考えるようになったのか、離婚を考えるようになった問題は解決できるかどうか、問題を解決するにはどのような支援を必要としているのか話を聴き、相談者自身は何ができるのかを含めて的確な情報を提供します。

(2) 相談者の意思や希望を最大限に尊重し、置かれている状況に最も良い方法を一緒に探します。

（例）DV被害者と思われる女性が相談に来た場合でも、全てが緊急対応を必要とするとは限りません（心身の健康状態に問題があれば、早急に受診する必要性を伝えます）。

①生命又は身体に危害を及ぼす危機的状況と判断。

→安全のため緊急の一時保護が必要なので、まず、婦人相談所（配偶者暴力防止相談センター）やシェルター等で対応します。心と身体の休息時間を経て、問題解決と一緒に進みます。

②即時の一時保護が必要とまではいかない状況と判断。

これまでの本人の経験から、安全のためには一度家に戻る方が良いと判断。

→継続的な相談で対応します。DV防止法の説明、必要であれば保護命令が使えること、何かあればすぐに警察等に保護を求めるなどを伝えます。また、家から出る準備をするよう促すこともできるでしょう。

③自分自身がDV被害者であるという認識がまだなく今は逃げないという判断。

→継続的な相談で対応します。DV被害者である事実を伝えると共に、DVやDV防止法の説明をします。民間の相談機関等で話を聞いてもらう機会を作るよう促すこともできるでしょう。

(3) 異常するのか結婚生活を続けるか、衝動的にならずに離婚後の生活を視野に入れながら、離婚するかしないかを、これまでの生活を振り返って考えるよう促します。

(4) 決めかねているようならば、他の相談機関（女性センター、民間相談機関、カウンセリングなど）も紹介し、話を聞いてもらう機会を作るよう促しましょう。よく考え、それでも離婚を決意されたならば、衝動的にならずに事前の準備をするように促します。

【事例1：借金】

相談者のAさんは42歳、スーパーのレジでパートとして仕事をしています。夫のZ男さんとは幼なじみで結婚して20年が経ち、中学3年生（15歳）で男の子M君がいます。Z男さん47歳は、銀行員で安定した収入はありますが、いつの間にか休日にパチンコ店に通い詰め、他のギャンブルにものめり込み、小遣いが不足する度にサラ金業者からお金を借りるようになりました。現在、数ヵ所か

4) E・ベイネイデック『離婚しても子どもを幸せにする方法』日本評論社。

5) 「離別」とは、事実婚の解消のことを指します。

ら合計で1,000万円の借金にふくれ上がっていることが分かりました。しかも、その借金の連帯保証人にA子さんの名前を勝手に使っていました。

Aさんは夫と離婚を考えるようになりましたが、離婚後の生活を考えると不安で踏み切れずになります。一戸建ての持ち家は、Aさんの実家が頭金を出し、夫と妻の共有名義になっています。住宅ローンはZ男さんが主に払い、終了するまであと10年あります。M君は反抗期の年齢になり、男親が必要な時期で、パート就労のAさんには経済的な不安があります。Aさんの高齢の両親は兄家族と同居し近くに住み、いつもAさんの支えとなっており、時折相談もしています。

この事例の場合、まず、無料又は低額な法律相談を紹介し相談を促します(家庭裁判所、簡易裁判所、弁護士会、法律扶助協会、民間の相談機関など)。

同時に、すぐに夫にはパチンコを止めさせ、サラ金からこれ以上の借金をしないようにすることが必要です。その上で、夫婦で借金返済方法や連帯保証人の問題を話し合いましょう。離婚をとどまるも一つの方法です。一方、双方の合意で離婚となれば、共有財産である家屋の問題とともに、親権、財産、慰謝料、子どもの養育費の問題も出てきます。協議離婚の場合、公正証書として約束事を取り交わし、調停離婚になれば、離婚調停と一緒に他の申し立ても行うことができます。また、子どもが、繊細な反抗期の時期にあるので、この点にも配慮が必要でしょう。

実際には、福祉事務所から紹介された弁護士によって任意整理に取りかかり、サラ金業者には連帯保証人になった覚えはないので無効である旨の通知を出しました。あまり効力がないようですが催促の恐れがないことを確認し、Aさんは離婚を前提に実家に一時的に戻り、別居することを決め、これまで通りパートを続けることにしました。

この事例では、帰郷が可能でしたが、実家が地方にあったり、実家からの支援を受けることが困難な場合もあります。離婚後の生活として、帰郷したり親族宅に移る方法以外に、転宅資金(慰謝料や児童扶養手当など)があれば自力でのアパート転宅、福祉事務所に相談し生活保護を用いてのアパート転宅、母子生活支援施設を一時的に利用することもできます。

※ この他に、以下のような相談を受けることが考えられます

- ・借金による家賃滞納などによる強制退去などで住居を失う場合。→とりあえずの居所を定めるため一時保護が必要です。例えば、頼れる親族宅、所持金がある場合はホテルやウィークリーマンション、所持金がない場合は福祉事務所に相談し宿泊所などの施設利用、生活保護を用いることができます。
- ・借金の額が多く自己破産が必要な場合。→法律相談を紹介します。
- ・借金をヤミ金などからしている場合。→命の安全を確保しながら、法律相談を紹介します。
- ・借金を抱えた夫と偽装離婚をしたい場合。
- ・妻が夫に内緒で借金をしたという場合、等々。

【事例2：不貞行為(愛人問題)】

会社経営をしている夫のY男さん(48歳)は、愛人と同棲して4年が経ちます。愛人は15歳年下で部下のOLです。相談者のB子さん(48歳)は、Y男さんの実家が所有する土地に建てた家に、身体に障害をもつ女の子Nちゃん(11歳)と二人で生活しています。Y男さんは生活費を入れていますが、既に夫婦関係は冷め切っています。しかし、離婚となると、住み慣れた家を出していく必要があり、長年専業主婦生活をしていたので就労できる自信もなく、Nちゃんを抱えて安心して生活していくのかの不安も感じています。このまま我慢すれば良いのかとも考えています。

この事例の場合、別居して4年が経ち、間もなく別居5年となります。現在の民法では単独の離婚理由としては認められていません(別居に至るまでの理由により判断さ

れます)。また、夫側の不貞行為による別居なので、有責者である夫側からは原則として離婚請求は認められません。現在、夫側は生活費を入れていますが、不況の時代でもあり事業がいつ悪化するかわかりません。離婚を決意した場合、夫が資産家であることを考えると、親権、財産、慰謝料、子どもの養育費の問題も含め、調停離婚になる可能性が高いと思われます。

まず、無料又は低額な法律相談を紹介し(家庭裁判所、簡易裁判所、弁護士会、法律扶助協会、民間の相談機関など)相談を促します。調停離婚になれば、弁護士を依頼する方が良いでしょう。家は夫婦で築いた財産であり、その2分の1を財産分与として請求できます。この家に住み続けることも、家の権利を放棄し、新しくマンションの購入資金を請求することも出来ます。また、障害をもつ子どもを抱え、B子さんの長時間就労は困難であり、子どもの介助が必要です。養育費として、現在の生活費と同額を請求し、さらに「子どもが病気・事故など不慮の出費は夫が支払う」という取り決めを交わした方が良いかも知れません。実際には、B子さんは、直ちに行動を起こさず、長期計画を立てて離婚を進めることにし、弁護士と福祉事務所に定期的に相談に行くようになりました。離婚後の生活として、児童扶養手当、特別児童扶養手当が得られると思いますが、所得制限があるので改めて相談が必要です。

※ 一方で、離婚を止まることも一つの方法です。その場合、以下の事柄を検討しておきましょう。

- ・離婚せずに愛人との関係を整理する場合。→愛人側の慰謝料、子どもの認知や養育費の問題も出てくるでしょう。
- ・一方的に離婚届けを出そうとした場合。→これを無効とする「不受理申し出」が必要です。事由によっては、愛人に対して、不法行為責任を追求することも可能になります。
- ・子どもの親権や監護権を争う場合、等々。

【事例3：失踪】

相談者のC子さん(34歳)は、幼児のO君(5歳)と小学2年生のPちゃん(7歳)二人の子育てをする専業主婦です。夫X男さんの両親と同居し、最近では痴呆症状が出ている姑の介護をしています。結婚当初から姑と折り合いが悪く、いがみあってきましたが、長男の嫁として頑張ってきました。X男さんは会社員でしたが、不況の影響でリストラにあい、その後、突然失踪し3年が経とうとしています。失踪直後、離婚することも考えましたが、折り合いが悪かったとはいえ姑の介護があるために何とか止まってきました。しかし、X男さんの妹が離婚して、子どもを連れ実家に戻ってくることになり離婚を考えるようになりました。

この事例の場合、まず、無料又は低額な法律相談(家庭裁判所、簡易裁判所、弁護士会、法律扶助協会、民間の相談機関など)を紹介し、相談を促します。「生死不明(3年以上)」という法廷離婚に合致し、離婚請求は認められるでしょう。

X男さんに借金はないのですが、生死不明のため養育費の支払いは困難です。また、X男さんの両親は年金生活者です。C子さんは帰郷することも出来ますが、実家は農村部にあり、帰郷しても就職は困難と考えられます。しかし、C子さんは、幸運にも自身時代の友人から仕事を世話をもらえそうです。就労するには保育所を利用する必要があります。同時に、X男さんの妹がDV被害から逃れて実家に戻ってくるため、母子の安全な生活を確保するために新しい住居を定める必要がありました。福祉事務所に相談した結果、貯金も底をつき生活費が乏しかったため、生活保護を申請し、緊急一時保護として2週間シェルターを利用することになりました(この場合、婦人相談所の一時保護の利用も考えられます)。そこで空きを待ち母子生活支援施設に入所することになりました。施設内での保育を利用しながら、O君の保育所申請を行い、小学生のPちゃん

んは転校して学童保育を利用することにしました。母子生活支援施設で生活しながら転宅資金を貯め、出来るだけ早期の退所を目指しています。

この事例では、帰郷は困難でしたが、一時的に、又は長期的に実家に戻る場合もあります。離婚後の生活として、帰郷や親族宅に移る方法以外に、転宅資金(慰謝料や児童扶養手当など)があれば自力でのアパート転宅、福祉事務所に相談して生活保護を用いてのアパート転宅、母子生活支援施設を一時的に利用することもできます。

※ この他に、以下のような相談を受けることが考えられます

- ・子どもが乳幼児で保育所入所や一時的な保育(介護人派遣制度)が必要な場合。
- ・子どもが高校進学で就学支度金が必要な場合。
- ・夫が失踪したために社宅を追われる場合、等々。

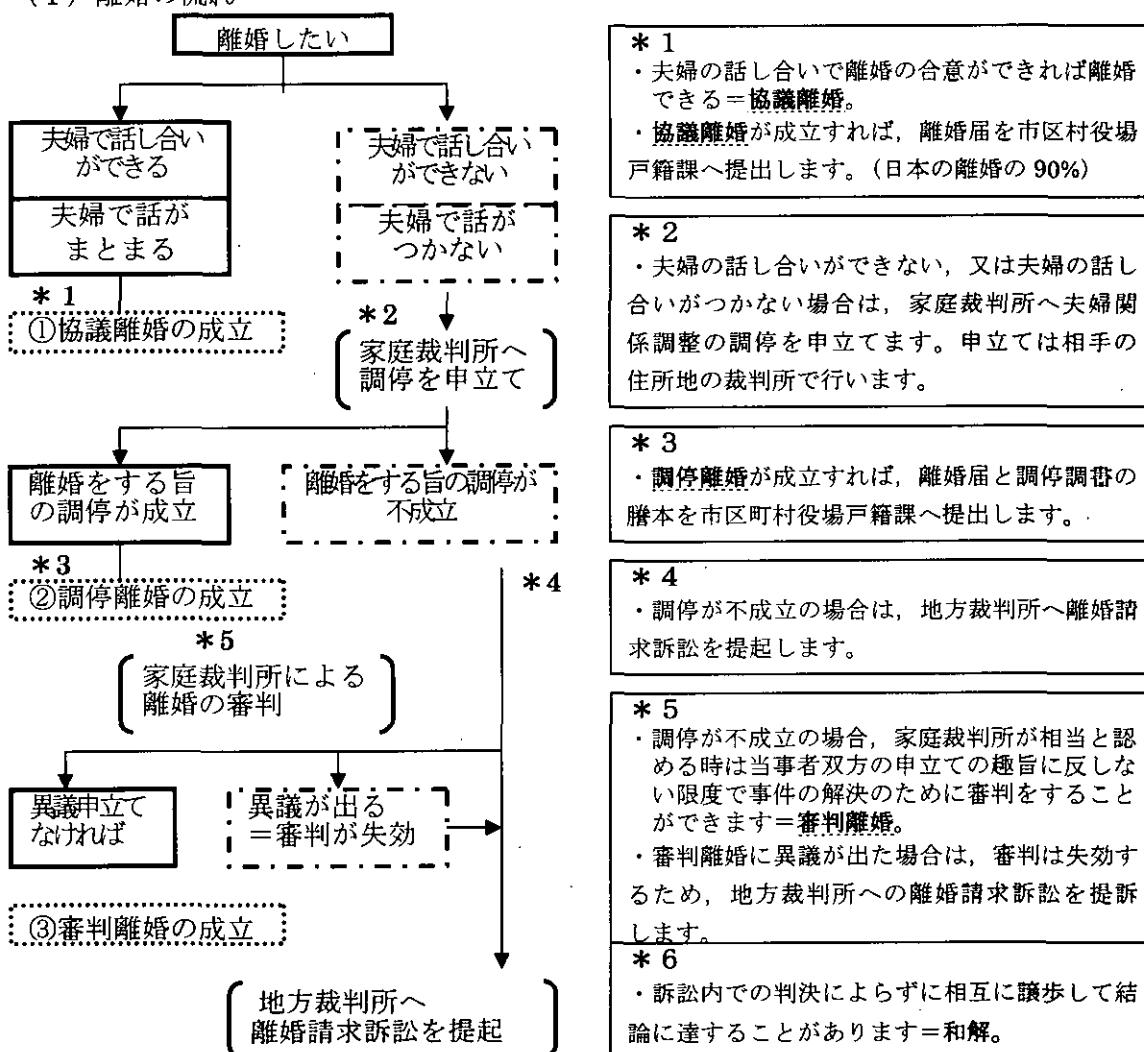
【その他に想定される相談事項】

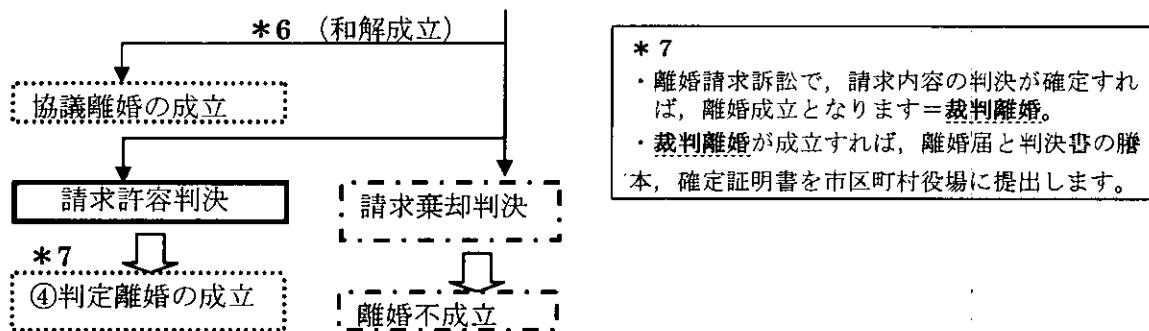
①DV被害者による相談(⇒DV相談を参照してください)、②嫁姑問題、親族不和、③マザコン夫、性の不一致、④熟年離婚、⑤日本国籍の夫と離婚した外国籍の妻の在留資格、子どもの国籍の問題、⑥外国籍の夫と外国で離婚し帰国した日本国籍の妻の離婚証明、帰国した子どもの国籍の問題、等々。

2. 離婚を決意したら(離婚準備)

離婚に関する情報を提供し、離婚後の生活を考えた事前準備を促します。

(1) 離婚の流れ





出所：内閣府男女共同参画課編『配偶者からの暴力 相談の手引き』平成14年,p.68を参考に加筆作成

(2) 离婚の種類

①協議離婚(日本の離婚の90%)

手続き	親権者	戸籍	無効・不受理届け	注意点
夫婦双方の署名と捺印、成人2人の承認が必要です。届け出は当事者の本籍地又は所在地（住民登録地）でしか受理されません。郵送でも受理されます。印鑑は認め印で構いませんが、シャチハタ印は不可です。役所側は確認しませんが、原則通り、万一にも備え当事者の自署が望ましい。	未成年の子どもがいる場合は、親権者を決めない限り、離婚届は受理されません。子どもの戸籍は、離婚後何年経っても親権者の戸籍に移すことが出来ますが、親権者自体の変更は難しいので慎重に決めることが必要です。	戸籍の筆頭者以外、多くの場合、女性側は親の戸籍に戻るか、新しい戸籍を作るかを選択することが必要です。姓を変えない場合（結婚時の姓を使う場合）、子どもの戸籍を自分の戸籍に移す場合、子どもの姓を自分の結婚前の姓に変更する場合にも届けが必要です。これらは離婚届と同時に提出することもできますし、姓の変更は3ヶ月以内であれば家庭裁判所で比較的簡単に審判があります。	夫婦双方の離婚の意志が無いのに片方が勝手に離婚届けを出してしまった場合、その離婚は無効となります。勝手に離婚届けを提出されるのを防ぐ時、一度は決心したが考え直したい時など、「不受理申し出」を提出し、離婚届けを無効にすることができます。取り扱い期間は申し出を提出した日より6ヶ月間なので、その都度、提出が必要です。	届け出が簡単なので、養育費や慰謝料の取り決めを口約束のみで済ませてしまう例が多いです。あらかじめ公正証書などに残しておくと良いでしょう。

②調停離婚(日本の離婚の9%)

申し立て	申立書	調停の進行(流れ)	調停の終了	注意点
調停の申し立ては夫婦のどちらからでもできますが、第三者はできません。口頭、書面のどちらも可能で、申立書（夫婦関係事件申立書）は各家庭裁判所で無料で受け取れ、窓口で記入の案内が受けられます。申立	申立人は、結婚を継続するための話し合い（円満調停）と、別れるための話し合い（夫婦関係解消）のどちらかを選択します。理由を記入し、列挙された事項の中	家庭裁判所への申し立ての後、調停期日の指定と呼び出し状が届きます。申立てられた相手側は、この時初めて離婚の申立てを知ることになります。期日を変更したい場合、期日変更申請書を提出します。調停の場には、必ず当事者本人の出頭が必要（調査官の出頭勧告、5万円以下の過料）ですが、代理人の出頭も認められ	調停により双方に合意が成立し、調停委員会にそれが認められた時、調停が成立します。成立した離婚の申立て内容全てが「調停調書」に記載されます。これは裁判と同じ効力があり、作成後の不服申立ては出来ないので作成時には内容確認	自分の意見や要望をしっかりとまとめ、調停委員に自分の希望をわかってもらうことが大切です。調停委員との話があわなければ、取

<p>書のほかに、夫婦の住民票と戸籍謄本一通を添付します。費用は、調停申し立て書の印紙代900円と切手代800円程度のみで、申し立ては相手方の住所地の裁判所か、夫婦が合意して定める裁判所のどちらかに行います。調停の申し立ては、手続き終了以前ならばいつでも取り下げられます。</p>	<p>から動機を選択します。このほか、親権者・養育費・財産分与・慰謝料の希望額を記載します。調停の申立てと同時に、「調停前の仮処分の申請」の申立てができることがあります。</p>	<p>れています（弁護士以外に代理人を頼む場合は家庭裁判所の許可が必要です）。調停は、家庭裁判所内の調停室で行われます。同席するのは男女各1名の調停委員と家事審判官と呼ばれる裁判官1名。家事調停委員が、まず申立て人と話し合い、その後相手側が話し合います。このような話し合いが、1ヶ月に1回ずつ、半年(6回)から1年(10~12回)繰り返されて結論がでるのが一般的です。最後に調停が成立する時、両者が調停室に入り最終的な意志の確認を行います。</p>	<p>が必要です。これをもって離婚の手続きを行います。また、調書内容が履行されない場合、家庭裁判所から履行調査・勧告、履行命令、地方裁判所から強制執行をすることもできます。一方、双方の合意がなされない時、調停は不成立となります。この場合は、「裁判による離婚」という方法をとります(調停前置主義=調停を経ず離婚裁判は行えない)。</p>	<p>り下げて何度でも申し立てができます。DV被害者の場合、相手側と顔を合わせないようにするかにならぬよう住所が明らかに配慮を怠った方が良いでしょう。</p>
--	---	--	---	---

③審判離婚（ごく少数）

調停離婚が不成立の場合でも、調停の過程から審判員（裁判官）が双方に公平な結果となるよう意見を調整して、まれに審判が下ることがあります。この審判に異議がなければ、調停離婚と同様に離婚の手続きを行います。一方、審判に不服がある時は、2週間以内に申立てを行えば審判離婚は無効になります。

④裁判離婚（日本の離婚の1%）

申立て	訴状	注意点
<p>裁判離婚では、調停離婚の家庭裁判所と異なり地方裁判所に申立てを行います。同居の夫婦の場合は住所地の裁判所で、別居の場合は以前同居していた住所地の裁判所となります。原則、有責者(被告)からの離婚請求は認められていません。申立ては調停と違い「訴状」により行われ、口頭ではありません。離婚と親権者指定請求の費用は印紙代8,200円。財産分与の申立ては900円追加。慰謝料を追加請求する場合は、請求額により費用が変わります。その他、呼び出しのための切手代7,000円程度が必要です。</p>	<p>訴状には判決希望、その理由を明記します。また、親権・財産分与についても同時に申し立てます。必須ではありませんが、訴状についても専門知識が必要なので弁護士を立てるのが一般的です。裁判離婚が認められるには離婚原因が重要です。原因は証明できて（証拠がある、証人がいる）、裁判上認められるものでなくてはなりません。民法770条で定める原因として、「不貞行為：（例）浮気、愛人関係を継続的に持つこと」「悪意の遺棄：（例）生活費を入れない」「生死不明（3年以上）：（例）全く音信不通」「強度の精神病」「結婚を継続できない重大な事由：（例）DV、ギャンブル・浪費、姓の不一致、宗教活動、性格の不一致、親族との不和」があります。裁判は公開で行なわれ数回の裁判を経て許容か棄却かの判決が下されます。裁判の途中で和解案が出され、和解に終わることも多いです。判決があった場合、不服であれば控訴することができます。</p>	<p>調停が不調に終わり、裁判を覚悟したら、まず証拠集めが重要です。興信所などに頼むこともできますが、自分の日記帳や写真、カレンダーのメモ、貯金通帳でも十分な証拠となります。理由や原因に加えて感情の拗れや意地もあり、一審で敗れた方は意地で高等裁判所に控訴して争い、敗れれば最高裁判所まで持ち込むという訴訟合戦の場合も少なくなく裁判が長期化します。時間がかかり、気力体力、お金を要する覚悟が必要でしょう。</p>

(3) 法的手続きが必要な場合が多いので、専門家の法律相談を紹介しましょう⁶⁾。家庭裁判所、簡易裁判所、弁護士会、法律扶助協会、民間の相談機関、医師などがあります。

家庭裁判所	<p>家庭裁判所では、離婚、財産分与、慰謝料など家庭に関する事件について相談に応じ、「調停」「審判」など申立て手続に関する情報を提供します。</p> <p>※ 家庭裁判所で行う手続</p> <p>調停－夫婦関係調整：離婚、財産分与、慰謝料、親権者の指定について話し合う。</p> <p>養育費請求：養育費を請求する（離婚後も可能、子どもが20歳まで）。</p> <p>慰謝料：離婚にともなう慰謝料について話し合う（離婚後3年以内）。</p> <p>親権者の変更：離婚時に定めた親権者から、もう一方の親に変更する。</p> <p>面接交渉：離婚後の子どもとの面会、交流について話し合う。</p> <p>財産分与：離婚にともなう財産分与を話し合う（離婚後2年以内）。</p> <p>審判－子どもの氏の変更：離婚後に子どもの「氏（子の戸籍）」を変更する。</p> <p>失踪宣言：行方不明で死亡していると思われる人に関する手続きを行う。</p> <p>履行勧告－家庭裁判所で決定した事項を相手方に実行させる。</p>	無料
簡易裁判所	<p>簡易裁判所は、家庭裁判所や地方裁判所と比べると、簡易で迅速に処理できる様々な事案の相談に応じる裁判所で、民事では「少額訴訟」「調停」「支払督促」等の手続を行います。</p> <p>※ 離婚に関連して消費者金融（サラ金など）の問題</p> <p>高金利で払っても元金が減らず、生活が破綻することが明らかな場合、利子や返済方法の変更について簡易裁判所に調停手続をとり、とりたてを禁止してもらうこともできる。昨今問題となっている、ヤミ金融、090金融、紹介屋、整理屋、買取屋等には特に要注意。</p>	
弁護士会	<p>各都道府県にある「弁護士会」では、料金の不安などから弁護士に相談できないことのないよう、どの弁護士に相談しても、初回については一律料金としています。一般的な法律相談であれば、通常30分程度で終わりますが、2度3度と相談する場合には、一般的な法律相談になりますので、相談料を弁護士に確認してください。</p>	30分 毎に 5,00 0円
法律扶助協会	<p>財団法人法律扶助協会では、離婚、扶養や相続、金銭トラブル、損害賠償など法律問題で困っている人に、情報や知識を提供するため、法律の専門家による相談を行っています。協会の事務所だけでなく、あらかじめ登録した弁護士を紹介し、無料で相談（1人30分程度）に応じています（その他、裁判の手続き費用の立て替えなどの相談にも応じています）。</p> <p>※ 民事法律扶助の援助内容</p> <p>法律相談援助：弁護士による無料法律相談</p> <p>代理援助：裁判や調停、交渉などで弁護士の代理が必要な場合に、その費用を立て替えます。</p> <p>書類作成援助：弁護士に代理を依頼せず自分で裁判を起こす場合、裁判提出書類の作成を行う司法書士・弁護士を紹介し、その費用を立て替えます。※法律扶助協会の利用条件</p> <p>資力基準－自分で費用が負担できない場合</p> <p>2人家族：251,000円以下</p> <p>3人家族：272,000円以下</p> <p>4人家族：299,000円以下</p>	無料

6)ひとり親家庭へ新しい生活を始めるためのガイドブック編集員会『ひとり親家庭へ新しい生活を始めるためのガイドブック』新企画出版、pp.14~15。

	大都市居住者は、上記に10%が加算された金額 事件の内容一勝訴の見込みがないとはいえない場合	
都道府県など	母子福祉センターなどにおいて、母子世界の抱える専門的諸問題の相談に応じるため、特別相談事業を実施しています。実施場所などは地域により異なるため、母子福祉センターまたは福祉事務所に確認してください。	無料

(4) 離婚する上で、前もって考えておいた方が良い以下の事項を伝えましょう。
例えば、①氏（自分自身と子ども）、②子どもの親権と監護権、面接交渉権、③養育費と慰謝料、④財産の有無と分与、⑤借金の有無（金額や名義など）、⑥年金、⑦保険、等々です。

(5) 離婚後の生活はどうするか確認します。

- ①住居：どこに住むのか（現在の住まいにそのまま暮らせるのかどうか？）。
 - 実家に戻るのか。
 - 新しくアパートを探すのか？その為の転宅費用はあるのか。
 - 施設を利用するか、など
- ②就労：仕事をしているか。これまで仕事をしたことがあるか。資格はあるか。
 - 仕事を続けていく方法を考えましょう。
 - 仕事を止めざるを得ない、仕事がない場合。
 - 経験を活かしながら、本人がやりたいことが何かと一緒に探しながら、就労につなげましょう。ハローワークへの紹介やそれに伴う保育支援を行いましょう。
- ③子育て：子どもの年齢。保育園、幼稚園、転校手続き、など。
- ④支援してくれる人（原家族、友人や知人、解説者）がいるかどうか（緊急時の連絡先）。

(6) 実際の母子での生活がイメージしやすいように、母子世帯になった場合の公的支援を説明します。

- ・手当：（例）児童扶養手当、児童育成手当、など。
- ・生活費：（例）生活保護、など。
- ・教育費：（例）生活保護、母子・寡婦福祉資金、など。
- ・医療費：（例）生活保護、ひとり親家庭医療費助成制度、など。
- ・子育て支援：（例）保育所、学童保育、介護人派遣制度、ファミリーサポートセンター、ワイルドステイ、ショートステイ、児童相談所、就学支度資金、修学資金、など。
- ・施設利用：（例）乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、など。
- ・その他、母子家庭に対する優遇制度。

(7) 個別に必要な支援をおこないます。以下のような例があります。

- ①DVが理由で離婚を考えているが、特に追跡などの危険性が高い場合→安全な場所を確保し、家庭裁判所等への同行を行います。
- ②外国人の場合→通訳や手続き同行、在留許可書、外国人登録などへの対応をします。

3. 離婚後（離婚後に相談に訪れた場合）

離婚後の生活の中で、現状として抱えている問題の解決のために情報の提供と必要な支援を行います。

例えば、①生活費に困っている場合、②住居に困っている場合、③就労がなく困っている場合、④子育てに困っている場合、⑤子どもの就学資金で困っている場合、⑥養育費や慰謝料に関して問題がおこっている場合、⑦元夫（パートナー等）からの追求に困っている場合、⑧借金問題が解決していない場合、等々が該当します。

（伊藤恵子）

《DV（ドメスティック・バイオレンス）相談》

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」を直訳すると、「家庭内の暴力」となりますが、「夫や恋人等の親密な関係にある、または親密な関係にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようです。しかし、家庭内の女児に対する性的虐待を含めたり、夫やその他の親族が子どもに対して振るう暴力などを含めたりして使用される場合もあるため、これまで、内閣府等では「ドメスティック・バイオレンス」は使わず、「夫・パートナーからの暴力」という用語が用いられ、平成14年4月1日に全面施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」以降は、「配偶者からの暴力」という用語も用いられるようになりました。そこで、「DV」をDV防止法のいう加害者、被害者に限定することなく、「婚姻に関係なく、継続的な親密関係に過去にあった、現在ある異性の暴力」と定義し、被害者の多くが女性であることから、「DV」を「配偶者からの暴力」「夫やパートナー等からの暴力」と同義とし、加害者を夫やパートナー等の男性側、被害者を女性側とします。

【事例】

相談者のE子さん（37歳）は、結婚10年目の夫V男さん（39歳）と離婚調停中で、現在3歳のQちゃんとアパート生活をしています。5歳のR君はV男さんのもとにおり、V男さんの両親が面倒を見ていています。E子さんは、高校卒業後18歳の時、デパートに勤務するため、故郷H県から上京してきました。その職場でV男さんと出逢い、5年の交際を経て27歳の時に結婚しました。都心から電車で1時間ほどの郊外、V男さんの実家近くにアパートを借り二人の新婚生活が始まりました。結婚当初からE子さんは専業主婦となり典型的な長男の嫁としての生活をしていました。長男を出産。その後には長女を出産しました。交際中、V男さんはとても優しく、仕事で上手く行かなかったりすると時折短気でカッとなることはありましたが、手をあげるなどの暴力は全くありませんでした。しかし、結婚直後かV男さんの態度は豹変し、面白くないことがある度にE子さんを殴ったり、蹴ったりしました。理由は些細なことでした。顔に青あざができ、階段から突き飛ばされて腕を折ることもありましたが、全てE子さんの不注意による怪我ということで周りには済ませられていました。元来、V男さんは、両親や周囲の体裁を気にするタイプでした。E子さんは長女の気質も影響し、友人はもちろん、実家の両親や兄弟にも心配をかけまいと相談はしませんでした。また、自分自身がDV被害者であるという認識も全くなかったです。V男さんは真面目に仕事をし、念願のマイホームも手に入れ、子どもには暴力をふるわず優しい父親でした。特に家の後継者としての長男を溺愛していました。

〈決意〉

E子さんは、ある日、顔に大きなアザを作った状態で幼稚園の送り迎えをしていた時、R君の友達の母親から「その傷は、もしかして今話題のDVなんじゃないの？」と言われたことでした。その時、初めて自分がDV被害者かもしれないということを知りました。思いも寄らなかった言葉に愕然としたながらも、自分が長年DVを受けていたことを徐々に分かってきました。ある日、前の年にかなりの暴力を受けたE子さんは、このままでは殺されるかもしれないという気持ちになり、思い切って家を出ました。V男さんが帰宅する前に出なくては…と、その時、幼稚園に行っていたR君を連れ出せず、Qちゃんだけを連れ、少しの洋服を持って都心で会社の寮で暮らす妹の所に逃げました。E子さんとQちゃんがいなくなつたことを知ったV男さんは、親しい幼稚園の友達の家にかくまわれていると思い込み、その友達の家に怒鳴り込み、執拗な嫌がらせを行いました。いないことがわかると、今度は、E子さんの妹の家と思い探しに行きましたが、女子寮であったために中に入ることができませんでした。この時、V男さん実家の両親にこれまで受けたDV被害を全て話しました。両親には、家に戻ってくるように言われましたが、V男さんからの嫌がらせ等も考えられ、実家に戻ることはできません

でした。その後、妹が住む寮は狭く、そこに、いつまでもとどまることもできないため、E子さんは寮がある地域の福祉事務所へ相談に訪れました。

〈配偶者暴力相談支援センター・一時保護〉

夫からの追跡があり、危険な状態と判断され、福祉事務所の紹介で配偶者暴力相談支援センターの一時保護を利用することになりました。この間、福祉事務所の母子自立支援員はもちろん、離婚や親権の相談をセンターの婦人相談員や弁護士にも行いました。また、生活保護の医療扶助で怪我の治療をし、精神科医のカウンセリングも受けました。同じ境遇で保護されている母子とも出会うことができました。Qちゃんは、当初、E子さんと一緒に暮らすことができず不安感を示していましたが、徐々に同年代の子どもと遊べるようになりました。約1ヶ月半が過ぎ、少し落ち着いた頃、退所先を考える必要が出てきましたE子さん自身は、離婚して二人の子どもを引き取り、アパートで生活することを希望していました。しかし、精神的に不安定で精神科の受診を続ける必要があったこと、保護を求める福事務所は妹の寮のある地域で、転宅の際は、他地域へ移管する必要があったこと、同時にそれが容易ではないこと、母子生活支援施設の空きがなかったことなどから、3ヶ月シェルターを利用することになりました。

〈シェルター〉

シェルターでの生活中は、まず、心身を安定させ、二人の子どもの監護権の審判、離婚調停を進めることにしました。V男さんやその両親側も、家の後継者としてのR君、可愛い盛りのQちゃん二人の親権を要求します。お互いに弁護士を立て、離婚調停が続きました。V男さんからの陳述書に対抗すべく、シェルターでパソコンを借りて書類作成を行いました。調停で外出するとき等は、妹、センターの一時保護で出会った仲間、シェルターのスタッフ等がQちゃんを預かってくれ、福祉事務所の母子自立支援員が同行してくれました。しかし、なかなか決着が付かず、その間、シェルターの利用期限も大幅に過ぎ4ヶ月が経過していました。本当の意味で落ち着ける退所先を探す必要が出てきました。この頃は離婚調停中で、夫からの追跡も全くなく、妹の寮のある地域の福祉事務所所管の母子生活支援施設に空きができ、ここを利用が最良と福祉事務所は判断するようになりました。施設見学に出向きましたが、本人は、安全性の確保が充分と思えないこと、子どもの監護権や親権の問題が決着した後の夫側による追跡の再開を恐れたこと、集団生活では精神的に安定しないこと、などを理由に施設利用を断りました。次に、アパート転宅を考えましたが、妹の寮のある地域は都心部で生活保護基準内でのアパート探しは不可能でした。実際働ける仕事がない状態にあり、DV被害者とはいえ、すでに緊急性も低いことから、他地域への移管には少し時間を要しました。結局、まだ精神的に不安定な状態にあり、親身になって相談にのってくれる友人が必要との理由で、友人が住む他地域への移管が可能となり、Qちゃんと二人のアパート生活を始めました。引っ越し先の福祉事務所の自立支援員と継続的なかかわりを続けています。

1. DVから逃れる決意をしたら⁷⁾

(1) 緊急性と危険性による判断をしましよう=今、安全かどうか?⁸⁾

相談者の中にはDV被害を長く受ける中で、自らDV被害者であるという感覚が麻痺している場合もあります。相談の過程で、緊急性や危険性が高いと判断した場合、来談者にその事実を伝え、必要な情報を提供します。

- ①電話相談=今安全かどうか、今話していて大丈夫か、を確認します。
- ・「今暴力を振るわれている」
→生命の危険があることも考えられます。状況により警察に通報します。警察は、暴力行為を止めさせる措置をとり、被害状況によっては逮捕する場合もあります。
- 「今は逃げない」という場合には、情報提供と、いつでも相談に応じができることを表明し、継続的な支援を行います。
- ・「今逃げ出してきた」

7) 内閣府男女共同参画局、『配偶者からの暴力相談の手引』財務省印刷局、2003年、pp.32~40。

8) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.32~33。

→ 1) 今晚、安全に泊まるところがあるか(支援者はいるのか), 2) 所持金がどのくらいあるのか, 3) 身体的外傷はあるのか, を確認します。その状況に応じて、警察、配偶者暴力相談支援センターなどを紹介します。特に、今晚泊まるところがなければ配偶者暴力相談支援センターの一時保護、民間シェルターや他の社会福祉施設で対応します。

②来所相談

- ・「今暴力を振るわれ、逃げてきた」

→加害者の追跡の可能性があるか確認し、安全が確保できる場所で保護し、心身の健康に配慮しながら相談を進めます。

(2) 「今は逃げない」という相談者自身の決断=継続的なかわりと事前の準備を促します⁹⁾。

①今後も連絡を取り続けることを確認します。例えば、次の面接相談の予約を入れてもう、定期的に電話相談をすることを約束してもらう、こと等々が大切です

②身を守るためにできることと一緒に考えます。例えば、いつでも電話できるようにしておくこと、お金を貯めて家を出る準備をしておくこと、すぐに必要最低限のものを打ち出せるように荷物を持っておくこと、信頼できる隣人や友人に「緊急の場合は助けて欲しい」と相談しておくこと、などを一緒に考えるようにしましょう。

③シュミレーションしておきます。例えば、家を出てから利用できる制度は何か、家を出るときに持ち出すものは何か、どのようなタイミングで家を出るか、家を出たらまずどこに連絡するか、家を出たらどこに行くか、などについて十分認識できているか否かを事前に確認しておきましょう。

④事前に家を出るときに持ち出すとよい物を準備しておきましょう。以下の物は、これを安全な場所に前もって運んでおくのも一つの方法です。

- ・現金
- ・預金通帳と印鑑(本人名義、子ども名義のもの)
- ・クレジットカード(本人名義のもの)
- ・健康保険証(コピーでも可)
- ・運転免許書やパスポートなどの身分証明書
- ・相談機関や知人等の電話番号リストや住所録
- ・財産に関する法的書類のコピー(土地の権利書など)
- ・常備薬、処方箋
- ・着替え(とりあえずの着替え、おむつ)
- ・大切な物(写真、思い出や記念の物、学校の道具、おもちゃ)
- ・調停や裁判の際に証拠となるもの(診断書、被害届、日記など)

⑤なお、追跡を逃れるため、上記の物の中には、家を出るときに残してはいけないものもあります。例えば、以下の物が考えられます。

- ・パソコンのメール等の履歴
- ・住所録
- ・日記、メモ類

(3) 医学的・心理学的支援¹⁰⁾

①身体的外傷の治療

身体的な外傷の治療が必要な場合、医療機関の受診が必要です。この際の記録、診断書、写真等は被害者が暴力を振るっていた証拠となり、保護命令の申し立て等に有効です。また、医療費の負担が困難な場合、生活保護の医療扶助を受けられます。

②精神的サポート

身体的外傷だけでなく、不安や抑うつ、不眠などで日常生活に支障をきたすような症状

9) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.38~39。

10) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.41~42。

がある場合、医療機関で薬の処方を受ける必要があります。また、臨床心理士や心理カウンセラーなどのカウンセリングは、被害者の認知や思い込みの修正、自責感の軽減などに効果があると言われており、同じ被害を受けた者同士の自助の力を引き出す点でグループカウンセリングやセルフヘルプグループ（自助グループ）が効果的な場合もあります。

（4）緊急一時的な保護¹¹⁾

婦人相談所の一時保護（配偶者暴力相談支援センターの一時保護）や民間シェルターで保護します。

①加害者の追求・追跡がある場合の注意点

- 1) 近くに逃げない、 2) 居場所を連絡しない（子どもがいる場合は学校が要注意）、
3) 銀行での引き落としや手紙の投函にも注意、 4) 加害者に連絡しない。

②加害者が捜索願を出した場合

事前に警察に相談しておきます。警察は、捜索願が提出される段階で配偶者からの暴力による家出の事実を把握している場合、捜索願を受理しないことになっています。さらに、捜索願を受理した後、それが加害者から出されたことが判明した場合、被害者の意思に従い、生存のみを連絡する等、被害者の立場に沿って適切な措置を講じてくれます。

③所持金がない場合

婦人相談所の一時保護は食費などの費用は無料で、利用中は医療扶助以外の生活保護は受けられません。民間シェルター利用の場合、利用形態により必要に応じた生活保護の適用が可能です。

④子どもの就学

一時保護施設等では、原則として学齢期の子どもがいる場合も、通学は想定されていません。被害者の状況により通学が必要な場合、教育委員会の配慮で住民票の記載がなされていない場合であっても住所地の学校に就学することが認められています。いずれの場合も、学校や教育委員会に事情を理解してもらい、加害者対応も十分気を付けてもらいましょう。しかし、現実には、担任等から情報が漏れる場合も多く、学校管理者への説明だけではなく、担任に直接対応することも必要です。

2. DV被害者への接し方

話を聴く→問題を整理する→問題解決に向けて行動する¹²⁾の流れを理解しての対応が求められます。また、相談員等の対応の仕方次第では、DV被害者が、新たに「言葉による暴力」を受けたことにもなり、ますます深い心的外傷を負うことにもなりかねないことに留意しましょう。以下に、行ってはいけない対応例を示します。

①被害者の意思を尊重せずに、価値観を押しつける。

（例）「…しなければならない」「…しなさい」「…するべきです」

②被害者に落ち度があると責める。

（例）「あなたにも悪いところがあったのではないか」「あなたが…しないから、暴力を振るわれたのではないか」「どうして…しなかったのですか」

③安易な励ましや気休めを言う。

（例）「心配しなくとも大丈夫」「嫌なことは忘れて、元気を出してください」

④主導権を握って進めようとする。

（例）「私に任せてください」「私があなたにとって最善の方法を考えあげます」

⑤他の人と比較する。

（例）「もっとひどい暴力を受けている人に比べたら、あなたの場合はさほどではありません」「世の中にはもっと大変な状況に置かれている人がいます」

⑥被害者について一方的に決めつける

11) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.43~48。

12) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.34~35。

(例)「あなたは加害者に依存的だから家に帰りたいと思うのです」「あなたの父親も母親に暴力をふるっていたから、あなたも同じような男性を選んだのです」

3. 支援に際しての基本的留意事項¹³⁾

(1) 安全の確保

相談者（被害者本人やその家族）の安全の確保が第一の最優先課題です。安全が確保された上で支援を進めています。

(2) 意思の尊重

相談者の意思を尊重します。DV被害者が加害者との関係を断ち切れなかったり、相談や一時保護の後に加害者の元へ戻ったり、警察への届け出を拒んだり、揺れや葛藤の中で決断出来なかったり、曖昧な言動をとることが度々あります。こちら側の思う通りに進むとは限りません。相談者を決して非難せず、最終的に決めるのは相談者自身であり、そのための選択肢は多様です。指示的にならず自分自身で決定できる支えなりましょう。

(3) プライバシーの保護

仮に被害者の親や親戚、友人であっても、相談者に断りなく、相談内容だけでなく相談の事実も口外してはいけません。支援の過程では関係機関が情報を共有することもありますが、その際に知り得た個人のプライバシー保護には細心の注意を払うことが必要です。言い換えると、秘密を保持できる意思と能力がある機関でない限り、連携の対象として情報を提供すべきではないのです。また、加害者が関係機関を語って、電話照会等をしてくる場合があります。電話の相手が誰なのか確認できない場合、電話を切ってかけ直す配慮も必要になります。

(4) ネットワーク

担当者が一人の判断で支援を行うのではなく組織的な対応が必要です。担当者が一人で問題を抱え込まないようにしましょう。また、DVは複合的な問題が含まれているため、一機関のみで支援を行うことは困難です。相談を行う機関、一時保護を行う機関、警察、裁判所、弁護士、福祉事務所、病院、学校等、様々な複数の機関の相互の連携が必要不可欠です。お互いの立場や機能を理解した上で、職種が異なる者が一同に会する連絡会・研究会を設ける等、顔の見える関係作り、ネットワークの構築を心がけましょう。

4. 夫やパートナー等からの暴力（DV）とは、DV理解のために¹⁴⁾

(1) 暴力には様々な種類があり複雑に重なりあっています。

- ①身体的暴力：（例）なぐる、ける、物を投げつける、投げ飛ばす、刃物を突きつける、髪を引っ張る、物でなぐる、胸ぐらをつかむ、首をしめる、腕をねじる、等々。
- ②精神的暴力：（例）暴言・罵倒、脅す、覚えのない疑いをかける、家から閉め出す、行動を監視・制限、無視、他人の前での侮辱、大切な物を捨てるなどいやがることをする、殴るふりをする、物をこわす、ペットをいじめる、等々
- ③経済的暴力：（例）生活費を渡せない。
- ④性的暴力：（例）性行為の強要、避妊に協力しない、等々。

(2) 心身への影響

暴力は被害者（子どもを含む）の心身に重大な影響を及ぼします。心身の健康回復に向け支援を行います。

- ①被害者の身体的症状：（例）顔が腫れる・顔にあざ、全身打撲、頭部に怪我・頭部にこぶ、唇が切れる・口元が腫れる、骨折、目が腫れる・目から出血、脳しんとう、打撲・あざ、歯が折れる・歯が抜ける、鼻がゆがむ・鼻血、腰痛、やけど、等々。
- ②被害者の精神的症状：（例）自己評価の低下、ノイローゼ・脅え、不眠、無気力（家事

13)前掲、内閣府男女共同参画局、pp.28~31。

14)前掲、内閣府男女共同参画局、pp.3~17.

ができない、外出できない）、頭痛・めまい、傾眠（起きていられない）、解離・麻痺、うつ状態、外傷後ストレス障害、食欲低下、考えがまとまらない、摂食障害、等々。

③子どもへの影響

実際に、父親（男性）が母親だけでなく子どもにも暴力を振るうほかに、父親（男性）が母親に暴力を振るった際に故意または偶然に巻き込まれた場合、父親（男性）の母親への暴力を止めさせるため間に入りて巻き込まれた場合、父親（男性）から暴力を受ける母親から虐待を受けている場合、さらには、父親（男性）が母親に暴力を振るった場面を目撃した場合など、子どもへの影響は重大です。以下のような症状が現れます。

（例）加害者への憎悪・恐れ、性格・情緒のゆがみ、おもらし、チック、不登校、無気力・無感動、子ども自身が暴力をふるう、周りの世界を遮断する、ノイローゼ・自殺を図る、生活習慣の乱れ（酒、たばこ、盛り場をうろつくなど）、身体的症状（発育不良）、身体的外傷、緊張、等々。

（3）逃げない、逃げられない

様々な問題があるために「逃げない」「逃げられない」状況に置かれている中で相談や保護を求めてきた被害者の以下のような状況を理解しましょう。

（例）①「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感、②身体的暴力を受けても痛みを感じなくなる「麻痺」、③「夫のもとから離れることはできない」「誰も助けてくれない」という無力感、④「自分が悪いから暴力を振るわれるのだ」という自己評価の低さや自信のなさ、⑤「どこに逃げても探しだされる」と思う無気力さ、⑥加害者からの監視や行動の制限から社会的孤立、⑦「逃げること」と「とどまる」との損得を考えとどまるを選択する、⑧夫の庇護から離れて生きていけないとする不安、等々。

（4）加害者

暴力を振るう加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収にも関係することはありません。なかには、普段から暴力的な人や、アルコール依存や薬物依存、精神障害等が関連して暴力を振るうと考えられる人もいますが、人当たりがよく、社会的地位や信用がある人もいます。加害者の中には、誠実そうに見え、とても暴力を振るうようには見えず、一瞬信じてしまうほどに理路整然と話す人もいます。問題の本質を見失わないよう被害者支援を行うことに心がけましょう。

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）¹⁵⁾

（1）DV防止法

DV防止法は、平成13年4月13日に公布され、同年10月13日より一部施行、平成14年4月1日より全面施行されました。

①目的（前文）：「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため」とされています。②配偶者からの暴力（第1条第1項）：この法律において「配偶者からの暴力」とは「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう」とされています。

→配偶者とは、法律上の婚姻関係にある夫だけでなく、事実上の婚姻関係、内縁関係にある内夫も含まれます。しかし、離婚した前夫（元配偶者）は含まれません。

→暴力は、身体的暴力に限っており、刑法上、暴行罪または傷害罪に当たるような行為のことです。精神的暴力や性的暴力は行為に含まれません。しかし、保護、教育及び啓発については対象となっています。

③被害者（第1条第2項）：この法律において「被害者」とは「配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後、婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から

15) 前掲、内閣府男女共同参画局、pp.19~26。

引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む)をいう」とされています。

→離婚した元配偶者から引き続き暴力を受ける恐れがある者も含まれます。

(2) 配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」)(第3条第1項, 2項, 3項)

DV防止法は「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする」と規定しています。また、支援センターは、身体的暴力だけでなく精神的暴力被害者も対象とします。

【業務内容】

- 1) 相談及び相談機関の紹介
- 2) 医学的または心理的な指導その他の必要な指導
- 3) 被害者及びその同伴家族の一時保護(婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設による)
 - 4) 自立して生活することを促進するための情報の提供その他の援助
 - 5) 保護命令制度の利用についての情報の提供その他の援助
 - 6) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供その他の援助

(3) 被害者の保護

①配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならない(第6条第1項)。

②医師その他の医療機関者は、配偶者からの暴力により怪我や病気の者を発見した場合、被害者の意思を尊重しつつ、刑法の秘密漏示罪等に妨げられることなく、支援センターまたは警察に通報することができる(第6条第2項, 第3項)。

③医師等は、配偶者からの暴力により怪我や病気の者に対し、支援センター等の利用について情報を提供するよう努めなければならない(第6条第4項)。

④通報等により警察官が配偶者からの暴力を認めた時は、暴力を制止したり、被害者を保護したりするなど、被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第8条)。

(4) 保護命令(第10条)

保護命令とは、被害者がさらなる配偶者からの暴力により生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、被害者の申し立てにより、裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すために発するものです。命令には2つあり、同時に出すこともできます。

①接近禁止命令：加害者が被害者の身辺につきまとい、住居、勤務先等の付近を徘徊することを6ヶ月間禁止する命令(第10条第1項)。

②退去命令：加害者に2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命令(第10条第2項)。

なお、申し立て方法は以下の通りです。

①申立書を相手方の住所又は居所、申立人の住所又は居所、暴力が行われた地を管轄する地方裁判所に提出します(第11条)。

②申立書には、配偶者からの暴力を受けた状況、更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情、支援センターの職員又は警察職員に対し、相談、援助、保護を求めた事実の有無等を記載します(第12条第1項)。

③申立書に支援センターの職員や警察職員に相談等を求めた事実の記載がない場合は、公証人の面前で先生の上、認証を受けた書面を申立書に添付する必要があります(第12条第2項)。

④裁判所は支援センターや警察から書面の提出を求め、これらの書類等をもとに、必要があれば説明を求め、速やかに裁判の手続きを進めることになっていま(第13条、第14条第2項、第3項)。

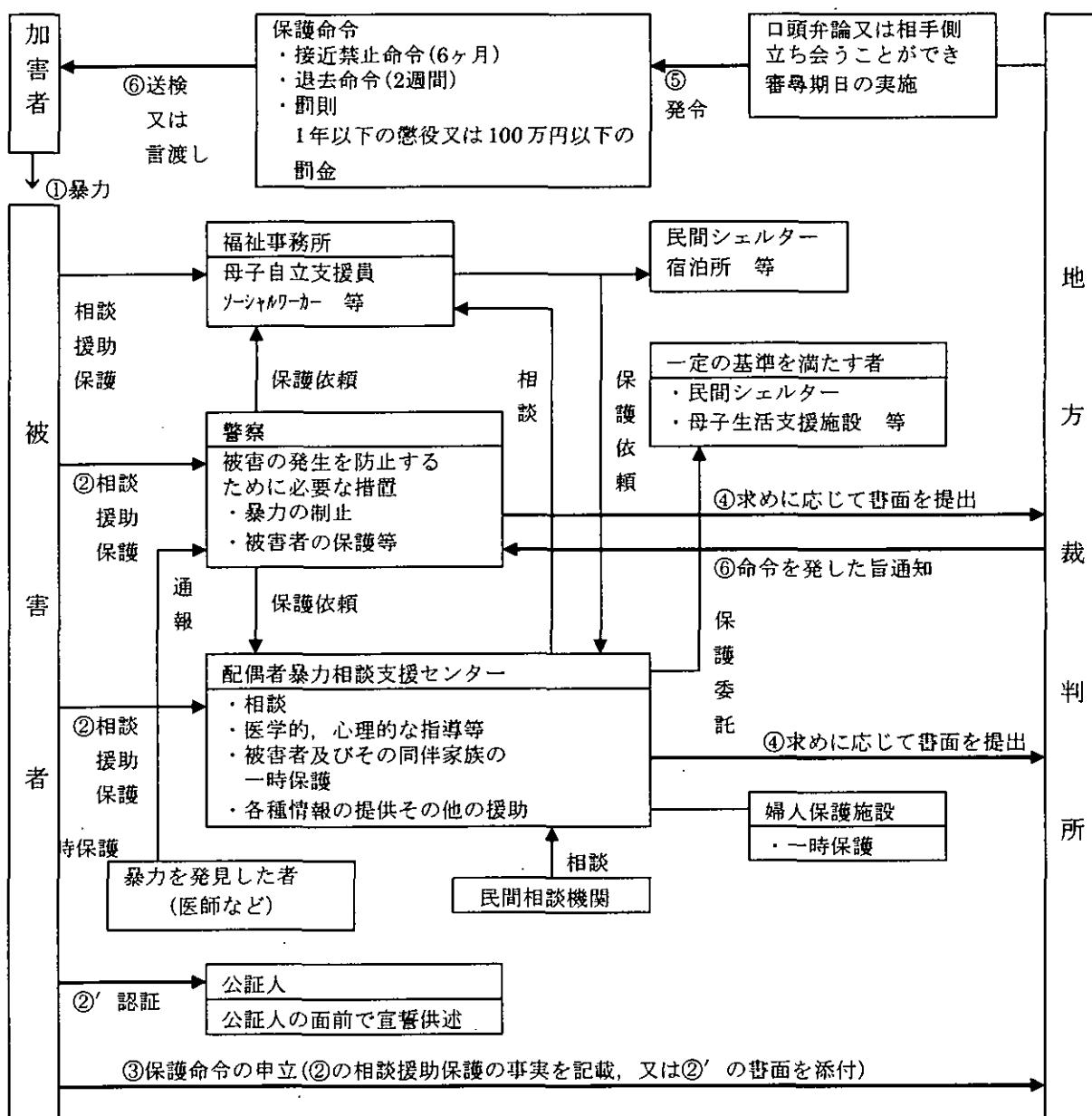
⑤保護命令を発するには、口頭弁論や相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければなりません(第14条第1項)。ただし、その期日を経ることにより、保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある時には、加害者の審尋を行わずに保護命令を発することができます(第14条第1項ただし書き)。

⑥保護命令を発した時は、裁判所書記官はその旨警察に通知することになっています(第15条第3項)。

⑦接近禁止命令は再度の申立てができますが、退去命令は同一の暴力の事実を理由としては再度の申立てはできません(第18条第1項)。

⑧保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることになります(第29条)。

＜保護命令の流れ＞



出典：最高裁判所ホームページ、内閣府男女共同参画課編『配偶者からの暴力相談の手引き』平成14年、p.57を参考に加筆作成

(伊藤恵子)

《相談記録》

相談員が、来談者との相談の過程やその後の支援過程を記録しておくことは非常に重要です。例えば、記録を書くことにより、来談者の主訴やそれに対する支援内容を明確化できます。また、記録を作成することで自立支援員自身が取り組むべき課題状況を整理できます。さらに、必要な場合、記録に基づいて適切な支援やサービス提供者に繋げることもできます。あるいは、援助過程や援助内容を記録することで、将来に担当者が変わったとしても不用意に援助の方向性が変更されず、一貫性や継続性を保った支援を展開していくことができます。加えて、これまでの支援の記録を根拠に、さらに良い支援内容に変更することも可能ですし、記録を用いた自己点検や上司などの第三者から助言を受けることで、よりよい支援の展開が見込まれます。そのため、記録は、それぞれの目的に沿って記入し、よりよい実践を行うために役立つことが重要になります。

1. 相談記録の基本

(1) 記録の種類

記録には、それぞれに目的があります。例えば、業務日誌は、その日の出来事やその出来事への対応を記入します。そうすることによって、同僚が、どのような業務をどの程度まで遂行しているのかを確認できます。また、業務日誌を記入することは、業務の引き継ぎ、業務の円滑な遂行に役立ちます。情報の伝達や共有が適切に行われないと連携をとる社会資源や来談者、同僚に迷惑をかけることになります。そこで、職員は、出勤し業務に就く前に必ず業務日誌に目を通し、これまでの業務の流れや今後の方針を確認しておくことが必要です。また、業務日誌には、いつ、どこで、誰が、どのようなことをしたのか、その対応方法と進捗状況などを記入し、引き継ぎがある場合は、誰にどのような内容をいつまでに行ってほしいのかを明確に記入して下さい。

母子自立支援員として必ず記入しなければならない記録に相談記録があります。面接の経過を記入する相談記録は、来談者の個人情報であり、来談者による情報公開の請求があった場合には情報開示の対象となります。そのため、情報漏洩がないように厳重に管理、保管することが必要です。また、他機関と連携して支援する際には、来談者の合意を得てから情報提供を行うことを原則とします。さらに、相談記録に記入される内容は、来談者の課題状況や確認された主訴、支援員としての判断と、そこから始まる支援の展開過程などです。したがって、将来的に支援担当者が変わった際にも支援方針の一貫性が保たれるよう、他者に伝えたい論点や支援員としての意図が正確に伝わるよう整理されている必要があります。また、記録は、来談者の状況や、その後の事態の変化に伴い補足修正されるものです。支援の過程を記録に残すこと、そして、その記録を有効に活用することにより母子自立支援員としての実践の質を高めることは、来談者の課題解決やその後の自立生活を支援していく上で極めて有用と言えます。

(2) 相談記録の内容¹⁾

記録からは、少なくとも、以下の項目が明らかになっていなければなりません。

- ①母子・寡婦であることの確認：支援の対象であることを確認できること。
- ②来談者が述べた悩み、面接を通して明らかになった主訴が確認できること。

1) 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課「母子家庭等自立支援相談マニュアル」2003年、p.19.

③家族の生活状況：家計（主な家計維持者、職業、養育費、親権、職業の有無）などが確認できること。

④家族および周囲の状況：身近な相談相手、これまでに活用していた社会資源などが確認できること。

⑤社会制度など：児童扶養手当等の諸制度に関する知識や活用状況、そして新たに活用可能な社会資源などを確認できること。

※ なお、③～⑤は、ジェノグラムやエコマップ、社会資源リスト等を活用して視覚化することにより、一層把握しやすくなります。

⑥支援の方針：支援員が面接を通して把握した内容を踏まえ、今後どのように対応することが必要と考えたのか（事実に基づいた推論のプロセス）、来談者との合意に至る過程などを確認できること。

⑦⑥に基づいて、具体的に支援に取り組んだ内容を確認できること。

⑧実行された支援の効果、再評価の結果を確認できること。

⑨その他

なお、実施された支援に対し、責任の所在を明確化する意味で、記録には「決裁」を得ることが必要です。

（3）記録方法の留意点

①いつ誰から得た情報か、情報は自分で確認したかを明記すること。これは情報の信憑性を意味します。

②来談者から聞き取った内容を記録することと。なお、支援員による分析は、これと分けて記録する

③他者の誹謗中傷的な内容を意味する言葉の使用を控えること。

④支援員の主観的な憶測や考えを排除すること。来談者の言語を具体的に表現すること。解釈をする場合はその根拠を明示し、その根拠の適切さを検証可能な状態で残すこと。

⑤起承転結をはっきりさせること。

⑥平易で簡潔に記述すること

（4）記録の保存・管理

相談は、世帯単位で受け付け、記録します。その際、個別ファイルにしておくと活用しやすくなります。また、過去に相談を受けていた場合、過去の支援内容やその経過も把握しやすく、支援の継続性が保たれます。

相談記録には、来談者が自分の抱えている問題状況など、極めてプライベートな内容が記入されています。面接における秘密保持を保障するためにも記録の管理を徹底すべきです。そのため、記録の管理場所や鍵の取り扱い、責任者を明確化するなど、それぞれの職場で記録を取り扱う際のルールを設定、周知し、たとえ所属機関の職員であっても不特定多数の人の目に触れない場所や方法で管理することが大切です。

また、相談記録は、公文書なので一定期間の保存を経て破棄されます。しかし、一貫した支援を展開するには、過去の記録は重要です。そこで、文書のみではなく電子媒体での保存、バックアップを作成し、必要な時には適切な手続きを経ることを前提にいつでもプリントアウトが可能な状態にしておく工夫も必要です。

（5）記録の活用

面接で得た情報をもとに支援計画が作成され、支援が実行されます。その際、他の機関や施設などの社会資源と連携をとる必要が生じてきます。他の社会資源と連携しながら支援を展開するには、情報の共有が大切です。個々の社会資源が、それぞれ異なった支援計画を立て実行しているとしたら、全体的には適切な支援とは言えません。そこで、支援員は、来談者を支援する上で活用している社会資源の担当者から、定期的に「現況報告書」をもらい、来談者の状況を定期的に確認していく必要があります。

また、相談記録は、支援員が来談者の抱える課題解決に向け、来談者と共に寄り添い、